

加古川市災害警戒本部設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、加古川市災害対策本部が設置されるまでの間で、災害の発生のおそれがある場合の迅速かつ適切な初動体制を確立するため、加古川市災害警戒本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 防災安全部次長は、次の各号に定める設置基準により、本部を設置することができる。

- (1) 気象庁発表による「震度4」の地震を加古川市で観測したとき。
- (2) 気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に「津波注意報」を発表したとき。
- (3) 加古川市に暴風、大雨、洪水又は高潮警報のいずれかが発表され、災害の発生のおそれがあるとき。
- (4) 風水害等により小規模な被害が発生したとき。
- (5) その他、防災安全部次長が特に必要と認めるとき。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、防災安全部次長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部次長をもって充てる。
- 4 本部員は、加古川市次長会議規程（平成元年訓令甲第8号）第2条に規定するものをもって充てる。
- 5 本部員は、事務を迅速に行うために、必要に応じ関係職員を配置させることができる。

(所掌事務)

第4条 本部は、本部長の指示に基づき、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 被害情報の収集及び分析
 - (2) 兵庫県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
 - (3) 初期応急対策並びに配備体制の検討
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める業務
- 2 本部長は、前項各号の業務並びに災害予防、警戒及び初動対応に関して、直ちに配備体制をとる必要があるときは、加古川市災害対策本部設置要綱第6条に規定する配備指令をすることができる。
- 3 本部長は、前項の配備指令をしたときは、直ちに市長及び防災監に報告しなければならない。

(報 告)

第5条 本部長は、必要な事項を市長に報告する。

(廃 止)

第6条 本部長は、次の各号に該当するときは、本部を廃止する。

- (1) 加古川市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害の発生の警戒にあたる必要がなくなったと認められるとき。

(庶 務)

第7条 本部の庶務は、防災安全部防災対策課で行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則 この要綱は、平成17年8月15日から施行する。

- 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。